

みよし市民病院情報システム更新仕様書

本仕様書は、みよし市民病院における情報システム更新に関して、次のように定める。

- 1 業務名
みよし市民病院情報システム更新
- 2 納入場所
所在地 みよし市三好町八和田山15番地
名称 みよし市民病院
- 3 納入完了期限
令和6(2024)年3月31日まで
- 4 本稼動期限
令和6(2024)年2月末日までに稼動すること
- 5 提出書類
 - (1) 契約時
 - ア スケジュール表
 - イ プロジェクト推進体制図
 - ウ システム全体概要図
 - エ その他発注者が必要と認める書類
 - (2) 完了時
 - ア 納品書
 - イ システム設計書
 - ウ 部門連携設計書
 - エ サーバラック搭載図
 - オ サーバ環境設定設計書
 - カ サーバ運用手順書
 - キ テスト完了報告書
 - ク 運用手順書
 - ケ 端末管理台帳
 - コ その他発注者が必要と認める書類
- 6 前提となる資料
公募型プロポーザルにおいて提示された企画提案書及び仕様確認書等の資料
- 7 更新範囲
「情報システム一覧」及び「情報システム機器一覧」のとおり

8 納入

- (1) 設置場所の詳細については現地調査を実施し、端末管理台帳を作成の上、完了書類として提出すること。
- (2) 納入に当たり、機器の搬入等の日程や納品場所、作業場所等については発注者と協議し指示に従うこと。
- (3) 搬入の際には、車両等の進入、物品の移動等施設内の安全を最優先し、事故の無いよう十分に配慮すること。
- (4) 機器の搬入、据付及び動作確認は、本稼働までに終えること。
- (5) 機器の梱包材等システム動作には不要な物品については、受注者の責任において回収し処分すること。

9 旧機器の撤去

更新後不要となる旧機器については、受注者において回収し、発注者の指定する場所に搬送すること。搬送先はみよし市民病院敷地内とする。

10 動作確認

搬入、据付された機器は、使用できる状態に調整し引き渡すこと。

11 導入条件

電子カルテの保存期間は稼働後6年間（令和12(2030)年2月まで）を前提にデータ量を想定し、DISK容量およびDISK割り当ての定義を行う。なお、実際の使用状況により、当初想定を超えるデータが蓄積された場合は、発注者と受注者にて見直しを行い、別途DISK増設等の必要な対応を行うものとする。

12 データ移行

現行システムに保存されているデータは、移行可能な範囲で新システムへ移行することを原則とする。

13 動作条件

- (1) 発注者の施設内における院内LANにて、契約ライセンス内での使用とする。
- (2) 受注者の提供機器上での使用とする。
- (3) 発注者の施設内における業務従事者のみが使用する。

14 部門システム

必要に応じて各部門の代表者を交えたワーキンググループに参加すること。ワーキンググループの開催調整等は発注者が実施する。

15 教育体制

- (1) 現行システムと新システムの動作において差異が発生する場合には、当該機能について操作説明等を実施すること。
- (2) 機器及びシステム稼働後も必要に応じて操作説明等を実施すること。

(3) 操作説明等については、発注者が指定する日時、場所で行うこと。

16 機密の保護

発注者・受注者双方とも相手方の承認無くして、本件に関連もしくは付随して知り得た知識または相手方の機密事項を、本契約の有効期間中のみならずその終了後も第三者に漏洩しないものとする。

17 その他

- (1) 機器設置に関し、必要な場合には耐震対策を講じること。
- (2) 機器設置に関しての物品については、受注者により負担すること。ただし、現行システムから流用が可能であると判断された場合にはこの限りではない。
- (3) システム構築に必要な物品が新たに発生した場合には、受注者の責任において納入しその追加物品の明細書を別途提出すること。費用負担については、双方で協議すること。
- (4) 発注者の指定する機器について、やむを得ない事象により変更が必要な場合は、双方協議の上、同等品による対応を可とする。
- (5) 作業従事者については、十分な感染症対策を講じること。発注者から特に指示のする場合は、これに従うこと。
- (6) この仕様に定めのない事項またはこの仕様に疑義を生じた場合は、双方協議の上定めるものとする。